

韓国知的財産ニュース 2016年 10月前期

(No. 328)

発行年月日: 2016年 10月 19日

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

http://www.jetro-ipr.or.kr

★★★目次★★★

このニュースは、10月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- ▶ 1-1 特許法施行令の一部改正令案の立法予告(2016.10.11)
- ▶ 1-2 実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告(2016.10.11)

関係機関の動き

- ▶ 2-1 韓国特許庁長、第56回 WIPO 総会に出席(2016.10.5)
- ▶ 2-2 韓国特許庁、アラブ首長国連邦と了解覚書を締結(2016.10.5)
- ▶ 2-3 特許庁、輸出中小企業向けの知財教育を実施(2016.10.5)
- ▶ 2-4 特許庁-韓国薬学教育協議会、知財教育強化に向けて議論(2016.10.10)
- ▶ 2-5 大法院、「特許審判」任意の手続きへ転換検討中(2016.10.11)
- ▶ 2-6 中小企業中央会、中小企業知的財産活用ポータルを開設(2016.10.11)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- ▶ 3-1 米控訴裁「サムスン電子、アップルに 1,334 億ウォン賠償を」(2016.10.8)
- ▶ 3-2 米最高裁、サムスン・アップル特許訴訟審理を開始(2016.10.12)

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- ▶ 5-1 静電気を活用する自家発電装置の特許出願急増(2016.10.10)
- ▶ 5-2 シルバー用品のデザイン出願、毎年急増(2016.10.12)



法律、制度関連

1-1 特許法施行令の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2016.10.11.)

1. 改正理由

特許法改正(法律第 14035 号、2017. 3. 1. 施行)を受け、特許公報の掲載事項を整備する一方、先行技術調査専門機関の指定要件を緩和し、優先審査対象を追加し、個人情報保護法の改正(法律第 14107 号、2016. 9. 30. 施行)事項を反映して行政情報の共同利用のための根拠規定を新設する等、現行制度の運営上現れた不備を改善することを目的とする。

2. 主要内容

イ. 先行技術調査専門機関の指定要件の緩和(案第8条の2)

特許庁に登録された弁理士が所属された機関は、その弁理士が弁理士法第2条による業務をしなくても、先行技術調査専門機関に指定できないという問題点があるため、弁理士が弁理士法第2条による業務をしない場合には、その所属機関が先行技術調査専門機関に指定されることができるよう許容する。

ロ. 優先審査対象の拡大(案第9条)

中小企業の知的財産経営を促すための知的財産経営認証制度が導入されたことを受け、 知的財産権の活用度が高い認証企業の迅速な権利獲得を支援し、認証制度の早期定着を 誘導するために、同認証企業の出願を優先審査対象に含める。

ハ. 特許公報掲載事項の整備(案第19条第2項)

- 1)特許権者の氏名・住所、特許出願番号及び出願年月日等、一部の特許公報掲載事項が特許法の改正により法律に規定されたことを受け、施行令に重複規定された事項を削除する。
- 2) 特許法の改正によって導入される特許取消申請制度において、特許取消申請手続きのうち、特許権者の訂正請求が許容されることにより、その訂正請求後、特許が登録維持された場合、訂正内容を特許公報に反映する。

ニ. 行政情報の共同利用の根拠規定の新設(案第19条の2第2項)

個人情報保護法の改正により、行政情報の共同利用のためには大統領令以上の根拠規定が要求されることになり、特許に関する手続きを踏む者の確認のために必要な場合には、



電子政府法第36条第1項に基づいて行政情報の共同利用が可能な根拠規定を新設する。

3. 意見の提出

特許法施行令の一部改正令案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2016 年 11 月 23 日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:特許審査制度課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)からご覧いただけます。

- イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)
- ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※宛先

○特許庁特許審査制度課:大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟

(郵便番号:35208)

電話番号: (042)481-8243、Fax: (042)472-4743

電子メール: jwkoo@korea.kr

1-2 実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2016.10.11.)

1. 改正理由

実用新案法の改正(法律第 14034 号、2017.3.1.施行)を受け、実用新案公報の掲載事項を整備する一方、優先審査の対象を追加し、個人情報保護法の改正(法律第 14107 号、2016.9.30.施行)事項を反映して行政情報の共同利用のための根拠規定を新設する等、現行制度の運営上現れた不備を改善することを目的とする。

2. 主要内容

イ. 優先審査対象の拡大(案第5条)

中小企業の知的財産経営を促すための知的財産経営認証制度が導入されたことを受け、 知的財産権活用度の高い認証企業の迅速な権利獲得を支援し、認証制度の早期定着を誘 導するために、同認証企業の出願を優先審査対象に含める。



- 口. 実用新案公報掲載事項の整備(案第7条第2項)
- 1) 実用新案権者の氏名・住所、実用新案登録出願番号及び出願年月日等、一部の実用新案公報掲載事項が実用新案法の改正により法律に規定されたことを受け、施行令に重複規定された事項を削除する。
- 2) 実用新案法の改正によって導入される実用新案登録取消申請制度において、実用新案 登録取消申請手続きのうち、実用新案権者の訂正請求が許容されることにより、その訂 正請求後、実用新案権が登録維持された場合、訂正内容を実用新案公報に反映する。

ハ. 行政情報の共同利用の根拠規定の新設(案第7条の2第2項)

個人情報保護法の改正により、行政情報の共同利用のためには大統領令以上の根拠規定 が要求されることになり、実用新案登録に関する手続きを踏む者の確認のために必要な 場合には、電子政府法第36条第1項に基づいて行政情報の共同利用が可能な根拠規定を 新設する。

3. 意見の提出

特許権等登録令の一部改正案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2016 年 11 月 23 日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:特許審査制度課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)からご覧いただけます。

- イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)
- ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※宛先

○特許庁特許審査制度課:大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟

(郵便番号: 35208)

電話番号: (042)481-8243、Fax: (042)472-4743

電子メール: jwkoo@korea.kr

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁長、第56回 WIPO 総会に出席

韓国特許庁(2016.10.5.)

- □ チェ・ドンギュ特許庁長は10月3日(月)からスイスのジュネーブで開催中の第56 次世界知的所有権機関(WIPO; World Intellectual Property Organization) 加盟国総 会(10.3.~10.11.)に出席し、第4次産業革命時代の到来による知的財産権の環境変 化に対応するためのキーワードを提示するとともに国際社会の協力を呼び掛ける。
- □ WIPO は知的財産権を扱う国連傘下の専門機関であり、今回の総会は世界 189 の加盟 国の特許庁長等各国の代表が出席し、知財制度の改善等の懸案について議論を行う予 定だ。
- □ チェ庁長は WIPO 総会初日の3日、代表演説を通じて「人工知能やビッグデータの発展等第4次産業革命が知的財産権制度の発展のカギになるだろう」とし、「知的財産権が革新を促進させ技術発展に貢献できるよう、WIPO レベルで知財権の生態系を強化する案について踏み込んだ議論をする必要がある」と強調した。これにより、WIPO内でも知的財産権制度の発展に対する議論が活発に行われるものとみられる。また、チェ庁長は不良特許の防止や権利の早期確定に向けた特許法の改正等、韓国の政策を紹介し加盟国の注目を集めた。
- □ チェ庁長は総会の期間中、韓日特許庁長会談の開催や韓国-ポーランド特許審査ハイウェー(PPH:Patent Prosecution Highway)²に関する了解覚書の締結等、主要国との協力を強化する一方、米国や英国等先進国特許庁間会合(Bプラスグループ全体会議)³に出席し、特許制度の調和や審査協力の拡大等について意見交換をする等、知財権外
- 1 WIPO は国連傘下の 16 の専門機関の一つで、知的財産分野全般を総括する国際機関である。WIPO 加盟国の総会は 189 の加盟国の特許庁長らが出席して特許制度の調和や開発途上国に対する技術 支援等、知的財産に関する主な国際懸案について議論する場であって、毎年 9 月~10 月中に WIPO 本部が位置したスイス・ジュネーブで開催される。
- 2 特許審査ハイウェイ(PPH)は、両国に出願された同一の発明に対し、一方の特許庁が先に特許可能 という判断を下せば、出願人がもう一方の特許庁に優先審査を申請できるようにした制度であり、 PPH を活用すれば、発明の早期権利化が可能となる。
- 3 WIPO内に米国、英国、ドイツ、日本等先進国グループ(Bグループ)と韓国等の主要国と国際機関が参加し、特許制度の調和等知的財産権の主要懸案について議論する会合である。2016年8月現在、45 カ国・機構が会員で、WIPO及びシンガポールはオブザーバーとして参加している。

交を積極的に展開する予定だ。

□ 特許庁のイム・ヒョンソク多国間機構チーム長は「今回の WIPO 総会への出席は、世界 4 位の知財権創出国としての韓国のステータスを強化し、知財権のグローバル・スタンダードの形成に寄与することにより、国内外における韓国企業の競争力を強化するきっかけになるだろう」と話した。

2-2 韓国特許庁、アラブ首長国連邦と了解覚書を締結

韓国特許庁(2016.10.5.)

韓国特許庁とアラブ首長国連邦(UAE)の経済部は10月4日午前11時(現地時間)、スイスのジュネーブで「韓-UAE 知財権分野のハイレベル会合」を行い、韓国がUAE の特許審査組織の設立に向けた戦略コンサルティングをUAE 側に提供することに合意した。

チェ・ドンギュ特許庁長とモハメッド・アル・スェヒ (Mohammed Al Shehhi) UAE 経済 部次官を首席代表とした今回の会談で、両者はこのような合意を主な内容とする了解覚 書を締結し、コンサルティングにかかる諸費用は UAE 政府が負担することで合意した。

今回の合意は、UAE が急増する特許出願に対応し、長期的に中東地域における特許中心国を目指して独自の特許審査組織の設立を推進している中で行われたもので、韓国は専門家の派遣等を通じてこれまでの特許行政の運営経験を伝授する予定だ。UAE はまだ独自の特許審査組織を備えておらず、韓国等外国特許庁に審査代行を依頼して特許審査業務を行っている。

韓国特許庁は、UAE と今年末までに事業範囲、推進日程、費用等の細部事項に対する協議を終え、来年初めから本格的なコンサルティング作業に着手する計画だ。また、UAE の特許審査組織に関する事項だけでなく、特許関連法律・制度の設計や審査人材の養成、知的財産権の創出・活用戦略の策定等、総合的なコンサルティングを提供して UAE の知的財産権発展戦略を支援するという立場だ。

チェ・ドンギュ特許庁長は「今回の合意は、UAE が知財権分野で脱石油時代の新しい ビジョンを見出すことに韓国が貢献できるきっかけとなる」とその意義を評価し、「公共 行政の発展経験を隣国と共有する行政韓流の拡大につながることを期待する」と述べた。

一方、世界知的所有権機関(WIPO)総会への出席のために、スイスのジュネーブに滞在中のチェ・ドンギュ庁長は現地で IP5 特許庁長会談、欧州知財権庁(EUIPO)・日本・スウェーデン・ポーランド・ビセグラドゥの特許庁と両者会談を行い、人材交流、特許データの交換に関する了解覚書を締結する一方で、グローバル審査協力策等、知的財産権の懸案について議論した。

2-3 特許庁、輸出中小企業向けの知財教育を実施

韓国特許庁(2016.10.5.)

- □ 韓国特許庁と中小企業中央会、韓国発明振興会、ベンチャー企業協会、イノビズ協会、韓国経営革新中小企業協会等が共同で推進する「中小企業知財紛争の予防及び対応に関する深化教育」が10月6日(木)に開催される。
 - 同教育は、最近急増する国家間の知財紛争により輸出中小企業の被害が拡大する ことを受け、官民が協力して特許・商標権のような知的財産に対する従業員の認識 を改善させるとともに具体的実務を教育するために、深化課程として設けられた。
 - 同日の教育には、弁理士らが講師として参加し、▲国内知的財産(IP)制度、▲判例の動向を踏まえた IP 活用戦略の策定、▲海外主要国の特許制度、▲中国進出の成功に向けた知的財産戦略等を講義する予定だ。
 - 今回の教育は、海外進出した中小企業の知的財産能力強化に向けた特許庁・中小 企業中央会間の協力事業の一環として行われるものであり、両機関は今年2月に業 務協定を締結した後、中小企業の知的財産の競争力強化に向けた支援を本格化して いる。
- □ 特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「今回の教育を通じて海外に進出しようとする中小企業の知的財産能力が向上し、知的財産活用戦略をしっかり策定することで、紛争の予防や企業の価値創出につながることを期待する」と述べた。
- □ 中小企業中央会のチェ・ユンギュ産業支援本部長は「これまで多くの中小企業は知 的財産の重要性を認識しながらも、どのように業務を進めればいいのかが分からない



ため多くの困難があった。同教育のように政府機関と中小企業界が共同で開催する教育は、知的財産に関する実務経験が足りない中小企業に大きく役立つと思われる」と話した。

2-4 特許庁 - 韓国薬学教育協議会、知財教育強化に向けて議論

韓国特許庁(2016.10.10.)

- □ 韓国特許庁は10月12日(水)特許庁のソウル事務所にて韓国薬学教育協議会の役員 と「薬学大学生の知的財産能力強化に向けた教育プログラムに関する議論」というテ ーマで懇談会を開催すると明らかにした。
- □ 最近、国内製薬会社の海外への技術輸出契約の解約によって株式市場が乱高下し、 その影響で多くの被害者が発生したことから分かるように、今日韓国の製薬産業にお ける特許は国民の保健衛生の向上だけでなく、国家経済にも大きな影響を及ぼしてい る。
 - これと同時に、医薬品許可特許連携制度の施行により、製薬業界及び薬学界において知的財産権をめぐる紛争が増加しており、その重要性はますます高まっている。
- □ こうした中、同懇談会には特許庁のイ・ヨンデ次長と韓国薬学教育協議会のチョン・ ギュヒョク理事長等が出席して薬学大学生に医薬分野の知的財産及び特許行政に関 する教育を体系的かつ積極的に提供するプログラムを発掘するために議論を行う予 定だ。
 - これを通じて特許庁と薬学界との相互協力関係を構築するとともに、知財権に詳 しい新薬開発分野の人材インフラを備えることで製薬分野の特許人材プールを拡 大させるために用意された。
- □ これまで断続的に行われた一回性の学校訪問教育を見直し、薬学大学生の知的財産 権能力を体系的かつ効果的に強化できる教育プログラムについて議論する予定であ る。さらに、理論的な知財権教育に偏らず、製薬企業の実際の特許戦略事例教育を増 やして知的財産権の創出能力に加え、活用・保護できる戦略的思考力も高めていける よう教育を拡大する案についても踏み込んだ議論を行う予定である。

□ 特許庁のイ・ヨンデ次長は「今回の懇談会により特許庁と韓国薬学教育協議会の実質的な協力がさらに強まるものと期待しており、製薬分野の未来成長エンジンともいえる薬学大学生が特許関連能力を磨ける上で実質的に役立つことを期待する」と述べた。

2-5 大法院、「特許審判」任意の手続きへ転換検討中

電子新聞(2016.10.11.)

法院が特許の有効・無効を判断するためには、必ず経なければならない特許審判院の 審決について、任意の手続きに転換する案を検討中であることが明らかになった。法院 の関係者は、特許審判院を必ず経るようにとする「特許審判必須前置主義」の廃止によ る影響を分析する研究を発注したと発表した。実際に特許審判院の段階が任意の手続き に変わると、審判院の役割が縮小することはもちろん、関連業務を代理する特許業界へ の影響も大きいと予想される。特許庁にとっても嬉しいことではない。

◇法院「特許審判院段階、任意の手続きへの転換」を検討

大法院が先週「特許等産業財産権の行政審判の義務的前置主義の見直し」に関する研究を発注したことが明らかになった。法院の関係者は「今回の研究において、特許審判院の段階を任意の手続きに変える時に現れる長・短所と問題点等を総合的に検討する予定だ」と話した。

現行の行政訴訟法によると、特許の有効・無効性を判断し、または特許登録を拒絶した特許庁の決定が適法か否かを確認するためには、審判院の審決を受けた後、審決取消訴訟を特許法院に提起しなければならない。技術専門性という特殊性のため、特許紛争は3審裁判から例外となり、法院は控訴審・上告審のみを担当する。民事裁判である特許侵害訴訟においても特許の有効・無効を判断するためには、事実上審判院の審決を待たなければならない。侵害訴訟で活用する「無効の抗弁」は、相手との紛争にのみ制限的に影響を及ぼすためだ。

大法院

このため、法曹界の一部では審判院を必ず経なければならない現行の制度が国民の裁

判官による裁判を受ける権利を侵害していると主張してきた。つまり、「行政審判は、行政庁の決定を自ら是正する、配慮という意味の制度であって司法機能はない。国民の裁判を受ける権利を保護する側面で行政審判前置主義を再検討しなければならない」という立場だ。

今年8月に特許訴訟制度の見直しに関する公聴会で、ある判事は「特許侵害訴訟の受付後、無効確認訴訟で反訴の提起ができるように制度を整備すれば、『ワンストップ紛争解決』が可能だ」と話した。専門的かつ迅速に特許紛争を解決するために、1998年に導入した特許審判院の審決がなくても速やかな紛争解決が可能という意味だ。必須前置主義が廃止されれば、審判院段階は任意の手続きに変わり、法院が行政処分取消訴訟等を受け付ける案等が予想される。

◇「一撃」を受けた特許庁

特許審判院機能の弱体化が含まれた研究を委託したということは、特許庁にとって嬉 しいことではない。

「行政審判前置主義」問題はこれまで法院の内外から持続的に提起された問題だが、最近特許庁が法院段階の審決取消訴訟では新たな証拠提出を制限(制限説)しなければならない等、特許審判院の機能強化を推進してきたためだ。

現在特許庁は、無効審判・訴訟で法院が審判院に提出されていない証拠を受けて審理すると、審判院の審決の違法性を見極める「審決取消訴訟」ではなく、事実上「新しい事件」になるため、法院段階での新たな証拠提出を制限しなければならないという立場だ。

特に、法院での訴訟で審判院の審決が覆されれば、紛争が長期化し、資金力が足りない中小企業には不利になるため、制度を見直さなければならないと主張してきた。2012 年特許法を改正し、審判院にすべての証拠を提出するようにした米国と同じように法律を変えるべきだとの立場だ。また、特許庁は特許審判院の審判官が判事より技術専門性が高いため、審判院の役割強化が特許紛争の解決に役立つとみている。

このため、特許庁は今年5月と9月「無効審判・訴訟制度の調和」というテーマで国際コンファレンスを2回開催し、制限説の導入を強く推進してきた。今年8月にはホン・

ウィラクセヌリ党議員等と特許訴訟制度の見直しに関する公聴会を開いた。必須前置主義が廃止されれば、特許庁が大法院等と不便な関係を甘受してまでこれまでかけた努力がすべて水の泡となってしまう。

◇弁理士・弁護士業界の反応にも「温度差」

特許審判の任意の手続きへの転換を巡り、市場での反応は分かれた。

審判市場を主導する弁理士業界は、仕事が減ることを懸念している。オ・ギュファン 大韓弁理士会長は「特許審判前置主義の廃止は弁理士業界に莫大な影響を及ぼすと思う。 法院は特許審判前置主義の維持と廃止の中で何が法律消費者にとってプラスになるかを 判断して決めなければならない」と話した。

それに対し、弁護士業界は歓迎している。キム・ハンギュソウル地方弁護士会長は「特許審判院は独立性と公正性が保障されていないため、行政審判前置主義を強制する現行法は、違憲の余地がある。国民が公正な裁判を受ける権利を保障するという目的からも廃止することが望ましい」と述べた。

イ・ギジョン記者 gjgj@etnews.com

2-6 中小企業中央会、中小企業知的財産活用ポータルを開設

中小企業中央会(2016.10.11.)

- □ 中小企業中央会が中小企業の知財権活用の拡大に向け「知的財産活用ポータル」 (ipmap. kbiz. or. kr)を開設し、関連サービスを開始する。
- □ 「知的財産活用ポータル」では「政策ファインダー」を通じて知財権政策の検索を 支援する一方で、「業種別・地域別専門弁理士プール」を基に訪問相談、又はオン ライン相談を提供して中小企業の知的財産活用を支援する計画だ。
 - ○「政策ファインダー」は、既存の供給者中心の政策案内とは違って、類型別の支援 可能金額等、需要者が必要とする内容を先に案内するように設計されたため、需 要者の中小企業にさらに実質的に役立つと中小企業中央会の関係者は話した。



- また、「知的セクション」のコーナーを設け、中小企業が現場で直面しやすい知的 財産権・法務・労務・税務等、専門知識が必要な経営上の問題や解決方法をコラ ムの形で連載する計画だ。
- □ カン・ヨンテ中小企業中央会の「黄色い」傘控除事業本部長は「知的財産活用ポータル」は、中小企業の検索費用を削減させ、政策へのアクセスを向上させるために、 需要者の目線からサービスを用意したことに大きな意義がある」と述べ、
 - ○「中小企業が知的財産情報をまとめて得られるよう、今後検索可能な政策の種類と 関連コンテンツを強化していく方針だ」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 米控訴裁「サムスン電子、アップルに 1,334 億ウォン賠償を」

電子新聞(2016.10.8.)

アップルがサムスン電子を相手に提起した特許権侵害訴訟で再び勝利した。

米ワシントンの連邦巡回控訴裁判所は7日(現地時間)に発表した全員合議体再審理の 判決において「スライドロック解除」機能等、アップルのスマートフォン関連特許3件 をサムスンが侵害したと主張したアップルの主張は妥当であり、今年2月に下された判 決を無効にすると発表した。

これにより、2014年5月カリフォルニア連邦地方裁判所が、サムスンはアップルに1億1,960万ドル(約1,334億ウォン)を賠償しなければならないと下した判決の効力が再び発生することになった。

11人で構成される裁判部の中で8人が多数意見を出した同日の判決文で、裁判所は今年2月3人の裁判部の審理後下された判決が、控訴の過程で提起されなかった事案に依存して行われ、又は訴訟記録にある範囲以上の情報を基に行なわれたという論理を展開した。



同日の判決によってアップルが再び認められた特許は、画面のリンクをタップして、 他の情報を示す機能と「スライドロック解除」機能、単語を入力する際に誤字を自動的 に直して完成する機能等だ。

裁判所は、これらの特許とは別にサムスン電子のデジタル写真処理関連特許をアップルが侵害したという主張についてサムスン電子に軍配をあげ、15万8,400ドルの賠償金を命じた。

米国では、連邦巡回控訴裁判所が特許に関するすべての事件を扱うだけに、同日の判決は米国全域の裁判所の判断はもちろん、特許庁(PTO)の業務処理基準にも影響を与える見通しだ。

サムスンとアップルの両社はここ数年間、特許侵害有無をめぐって争いを続けてきており、昨年12月にはサムスンがアップルに5億4,800万ドルを支払った経緯がある。

グォン・サンヒ記者 shkwon@etnews.com

3-2 米最高裁、サムスン-アップル特許訴訟審理を開始

電子新聞(2016.10.12.)

「世紀の特許訴訟」と呼ばれるサムスン電子とアップルのスマートフォンのデザイン特許侵害審理が11日(現地時間)米連邦最高裁で開かれた。グローバル情報技術(IT)会社間の特許争いを超え、米連邦最高裁判所がデザイン特許をめぐって上告審を開いたのは122年ぶりで、さらに話題を集めた。訴訟と関連して米情報技術(IT)業界はサムスンを、ファッション企業はアップルを応援した。

同日午前10時、ワシントンDC1番街1番地に位置した連邦最高裁1階の法廷にゾンロバーツ最高裁長官をはじめ8人の最高裁判事が入場し、口頭審理で行われた。上告審の審理は今回の口頭審理が最初であり最後の審理となる。判決は、数ヵ月後の来年上半期中に出される見通しだ。

今回の訴訟は2011年4月に始まった。当時アップルは、「サムスンがi-phoneのデザイン特許を侵害した」として訴訟を提起した。1年後、アップルは機能と関連してまた

訴訟を提起し、訴訟は2つに分けて行われた。サムスンはいずれにおいても1審で負けた。

アップルが1回目のデザイン特許侵害訴訟で侵害されたと主張する i-phone の特許は、 △黒い四角形に丸い角を規定した特許、△液晶画面にベーゼルを付けた特許、△プログ ラムとアプリケーションを示すカラーグリッドアイコンの3つである。



〈米連邦最高裁判所〉

アップルは、デザイン特許侵害に関連して 2012 年の 1 審に続き、2015 年に開かれた 2 審においても勝訴した。サムスンに命じられた賠償額は 1 審 (9 億 3,000 万ドル) より縮小し、2 審では 5 億 4820 万ドルに減少した。2 審でアップルは「i-phone の外観は保護を受けられない」との判決を言い渡された。2 審の判決を受け、アップルに 5 億 4,800 万ドルを支払ったサムスンは費用が過剰に算定されたとして上告し、今回連邦最高裁判所の審理が開かれることになった。サムスンは「スマートフォンのデザインの一部を侵害したという判定を受けたが、賠償額はスマートフォンの販売額全体で計算され、不合理だ」という立場だ。つまり、今回の連邦最高裁の審理で争点となるのは、デザイン特許の侵害有無ではなく、サムスンが言い渡された賠償金の規模が妥当かどうかとことだ。

サムスン側のキャサリン・サリバン(Kathleen Sullivan)弁護士は25分間の弁論において「20万個以上の特許技術が組み込まれている複合技術製品であるスマートフォンが3件のデザイン特許を侵害したという理由からスマートフォンの販売利益金全体を賠償するように命じられたことは、とんでもないことだ。19世紀の特許法を先端技術時代の



21世紀にそのまま適用することと同じだ」と主張した。また「スポーツカー等を買う時に、一部(デザイン)だけを見て購買するわけではない」と付け加えた。

アップルの弁護人も負けなかった。「強力なデザインの保護は創意と革新を促進する。 サムスンのコピーは、デザイン革新を冷え込ませる」と声を高めた。ミシガン大学のランダオズワールド法・ビジネス教授は「今回の事件は、色々な面で歴史的訴訟といえる。 技術は光のスピードで動く半面、法律がそのペースに付いていけない。このような面で も今回の訴訟結果は注目される」と話した。

今回の訴訟について、フェイスブック、グーグル、イーベイ等の米国のグローバル IT 会社は、サムスン寄りの立場を取っている。同社らは「現代の技術製品はデザイン一つだけを見て購買するわけではない。課徴金を幅広く適用すれば、毎年数十億ドルを投入する研究開発が委縮してしまう」との意見を示した。一方、ティファニー、アディダス、ジェニョンのようなファッション企業は、アップルの肩を持っている。同社らは「製品のデザインが購買を引き起こす核心要素だ。デザインのコピーは革新を阻害する」とアップル寄りの発言をした。

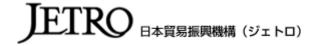
同日の審理は、全般的にサムスン側に多少有利な形で進み、賠償額が縮小するという 見方が優勢だった。

今回の訴訟には一般の市民に大きな関心を見せており、同日午前6時30分から最高裁判所の入口に列を成し、先着順で250人ほどが法廷に入場した。その一部は傍聴席(180議席)が足りなく立ったまま弁論を聞いていた。

バン・ウンジュ記者 ejbang@etenws.com

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。



その他一般

5-1 静電気を活用する自家発電装置の特許出願急増

韓国特許庁(2016.10.10.)

- # 冬になると、ふわふわのセーターを着るときに静電気でパチパチとした経験は一度ぐらいはあるだろう。このように静電気は日常生活で邪魔になるものとされてきた。ところが最近、ウェアラブル機器の登場で自家発電装置であるナノ発電機⁴が注目を受けており、静電気に対する認識が見直されつつある。
 - * ナノ発電機はバッテリーの交換や外部充電の必要がない半永久的電源装置である ため、無線ネットワーク等に装着される各種のセンサーやウェアラブル機器のため の未来の代替電源として大きな期待を受けている。
- □ 自家発電装置であるナノ発電機を主導した技術の流れが圧力を活用する「圧電型」 技術から静電気を活用する「摩擦型」技術へと変化している。
 - 特許庁によると、ナノ発電機に関する特許は過去5年間(2012~2016.9)計382件出願されており、このうち「摩擦型」が111件、「圧電型」は243件という。
 - 出願の割合では圧電型が 64%と大きいが、分野別出願の推移をみると「摩擦型」 の特許出願が 2012 年 0 件から 2015 年 42 件へと急増している。一方、「圧電型」は 2012 年 78 件から 2015 年 39 件に激減したことが確認される。
 - これは「摩擦型」が「圧電型」より相対的に製作しやすいだけでなく、発電素子 の構造を制御することでさらに大きな出力が得られるためと分析される。
 - * ナノ発電機は、大きく二つに分けられるが、圧電素子⁵に微細な圧力を加えると 電気が発生する圧電効果を利用する「圧電型」と異なる二つの物質が摩擦すると き静電気が生じる静電効果を利用する「摩擦型」がある。

⁴ ナノ発電機は、ナノサイズ(髪の毛の厚さの 10 万分の 1) の物質を利用して人体の動き等のように 日常生活でよく発生する機械的エネルギーから電気エネルギーを収穫(Harvesting)する先端技術 である。

⁵ 圧電効果とは、個体に外部の力を加えたとき、結晶の表面に電気的分極が起こる現象を意味し、圧 電素子とは、酸化亜鉛等のように圧電効果を出す素子のことをいう。



- □ 特許出願が急増している「摩擦型」ナノ発電機の過去 5 年間 (2012~2016.9)の細部 出願動向を見ると、学界の出願が 73%と、産業界の出願 (9%) を遥かに上回る。これは、 現在の「摩擦型」ナノ発電機技術の水準が商用化ができる段階までは到達していない ことを示唆する。
 - また、韓国人による出願の割合は96%に達しており、国内出願を基盤とした国際 出願の割合は9%に過ぎない。開発の初期段階にあり、各国において海外特許の確 保戦略がない今こそチャンスになり得ることを考えると、残念である。
 - 一方、摩擦面積を増やすための発電素子の物理的構造や配置に関する出願は90% であるのに対し、発電素子の素材そのものに関する出願は10%にとどまる等、基礎 技術の研究は不足していることが分かった。
- □ ネットワーク装備会社のシスコによると、モノのインターネット(IoT)の発達により 2020 年まで数兆 (trillions)のセンサーが地球の隅々に設置されると予測されるところ、自家発電装置に対する需要もそれ分だけ急増するものとみられる。
- □ 特許庁のソン・ベクムン電力技術審査課長は「韓国の産業界もこれから摩擦型ナノ 発電機の市場潜在力に注目し、既に研究能力を高めてきた各大学の産学協力団等学界 と連携して積極的な特許確保戦略を推進していく必要がある」と話した。

5-2 シルバー用品のデザイン出願、毎年急増

韓国特許庁(2016.10.12.)

- # 京畿道果川に住むキムさん(73歳)は、朝起きて血圧計で血圧をチェックした後、 補聴器を着用してシルバー歩行補助車に頼って、近くの老人福祉センターを訪れた。 福祉センターで1日を送って夕方頃に家に帰ってきたキムさんは、疲れてマッサー ジチェアに座って疲れを解消してから寝床に入った。
- □ 65 歳以上の高齢者の人口が657万人(2015年時点)となる等、急速な高齢化に伴い高齢者のためのシルバー用品が注目を受けている中、シルバー用品に関するデザイン 出願が増加している。

- □ 特許庁によると、主要シルバー用品⁶デザイン出願は 2006 年 134 件から 2009 年 165 件、2012 年 235 件、2015 年 350 件と 10 年間 2.6 倍増加した。これは同期間デザイン出願の平均増加率 1.3 倍 (2006 年 51,039 件、2015 年 67,054 件)より 2 倍高い数値となる。
 - 今年の出願件数も9月現在、319件に上り、このままなら、昨年の出願件数を超 えるものと予想される。
- □ 物品別のの出願現況を見ると、最近高価のシルバー用品として脚光を浴びているマッサージチェアの場合、2006 年 12 件から 2015 年 26 件 4 2.2 倍増加した。代表的な親孝行商品であるマッサージ機は 30 件から 86 件と 2.9 倍増加した。また、動きにくい高齢者の足になってくれるシルバー歩行補助車や車椅子の場合、2006 年 8 件から 2015 年 21 件と 2.6 倍増加したことが分かった。
- □ 多出願企業を用品別(2006~2016.09)にみると、マッサージチェアは、株式会社ボディー・フレンドが27件と出願を主導しており、シルバー歩行補助車と車椅子は、株式会社イージームーブが7件、血圧計・血糖計はオムロンヘルスケアが33件となり、それぞれ1位を維持している。
 - シルバー用品の出願は、主に個人(出願全体の 60.0%)と中小企業(25.0%)を中心に 行われているが、シルバー産業の成長可能性を考慮すると、今後大手企業による 出願も拡大すると予想される。
- □ 外国人による出願(2006~2016.09)は、シルバー用品全体 2,531 件のうち 260 件で 10.3%に達しており、同期間のデザイン出願全体に対する外国人出願の比率 5.8%(全体 643,111 件のうち 37,386 件)に比べ 1.8 倍高く、シルバー用品において外国人の 出願が活発であることが分かった。
- □ 特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「購買力のある高齢者層の増加で シルバー産業の持続的成長が予想され、シルバー用品の出願の増加傾向は続くと思 われる。シルバー世代の日常生活の利便性と満足感を高める製品を開発するための

⁶ シルバー世代(高齢者)向けの健康・日常生活用品で、歩行補助用品(シルバー歩行補助車、車 椅子)、マッサージ用品(マッサージチェア、マッサージ機器等)、健康測定用品(血圧計等)、漢 方健康用品(針、お灸等)、(排便おむつ用品(大人用おむつ用品等)、生活福祉用品(補聴器)等



企業の努力は続く見通しだ」と述べた。

過去のニュースは、http://www.jetro-ipr.or.kr/ をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム(電話:02-739-8657/FAX:02-739-4658 e-mail: <u>kos-jetroipr@jetro.go.jp</u>) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム